郡山市公金管理取扱における協力預金(決済用預金)の実施要領

郡山市公金預金取扱要項第2の規定により、公金のうち運用しない現金について、 決済用預金に保管する際の基本事項を定める。

第1 (公金の種類)

この要領において、公金とは、歳計現金、歳入歳出外現金とする。

第2 (預金先金融機関)

預金先金融機関は、指定金融機関及び収納代理金融機関(農業協同組合を含む)とする。

第3 (収納代理金融機関への預金)

収納代理金融機関への預金は、担保提供や特別枠大口定期預金の引受、税金等収納業務への協力に対する預金とする(以下「協力預金」と言う)。

- 2 担保の提供は、郡山市預金債権と相殺可能な債券等を担保とする。
- 3 特別枠大口定期預金は、地域経済活性策の一環として郡山市に本社もしくは本 店を有する金融機関を対象とし、なるべく有利な利率(同時期の利率と比較)の 預金とする。
- 4 協力預金の実施は、収納実績(基本的には収納金額 10 億円以上、件数 3 万件以上を一応の目安とする)により会計管理者が決定する。

第4 (預金額)

協力預金の金額は、担保提供、特別枠大口定期預金の引受、相殺可能預金の利率の状況により会計管理者がそのつど決定する。ただし、一金融機関 20 億円を上限とする。

第5 (預金期間)

協力預金は、決済用預金とすることから、期間の限定はない。ただし、取崩しについては、資金の状況により会計管理者が決定する。

第6 (その他)

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成18年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成20年4月1日から適用する。